

紹介

田畠 忍教授著

『児島惟謙』

西田毅

かつて、プレハーノフはその著「歴史における個人の役割」において、社会発展のなかで個人がどのような役割をはたすかという問題についてつきのようない示唆に富む回答をあたえてくれた。即ち「社会関係の終局的原因は生産力の状態のなかに」あり、歴史は人間の意識から独立した客観的法則によって発展するが、他面、歴史的過程はけつして人間をはなれて存在するものではないこと、歴史的必然性は歴史における個人の役割、すぐれた個人の創意性、それが歴史的過程におよぼす影響をけつして否定せず、歴史はそれぞれの時期の客観的諸条件にしたがつて提起された問題を解決する人間によつてつくられるものであることを実証的に説いた。(木原正雄訳)「歴史における個人の役割」岩波文庫一〇六頁)。

更に、偉大な人間を「創始者」(Beginners) いよぶカーライル(Thomas Carlyle) を引用しつつ「偉大な人間が創始者で

あるのは他の人びとよりもよく先をみとおし、また他の人びとよりも強くものごとをのぞむからにほかならない」(同、八五頁) とその偉人論を展開している。だが、かれにあっては、いかにこのような「有力な個人」乃至「英雄」といえども社会に与えうる影響力は「必然」として認識される社会発展の合法則性に比すれば、所詮は「偶然」的契機としての価値しか付与されないのであった。それは「事件の個性的な面とそれらのいくつかの特殊な結果を変え」得ても「全般的方向」をかえることはできないからである。個人の性格が社会発展の「要因」たりうるのは社会関係がそなわせる「場所」と「時間」と「範囲」だけにかぎられる。以上のようない観点にたつて、歴史的必然論と宿命論(Fatalism, Fatalismus)との混同をいましめ、人間(社会的人間)の歴史における要因性を生産力との関係で強調しているあたり、それはまさにマルキシズムにおけるティピカルな人間論の一典型である、といえよう。

このたび出版せられた田畠忍教授著『児島惟謙』(吉川弘文館発行)は幾多の啓発さるべき論点を含んだ一読に価する好著であるが、なかでも上にのべた歴史と個人、制度と人間、とう現代政治学の中心課題ともいべき問題が、終始、頭から離れなかつた私にとって本書は当該テーマの思索を発展させる一つの貴重な手がかりを与えてくれた。つまり仮に児島惟謙が存在しなかつたとしても、明治国家の発展はありえたであろう。少なくとも惟謙の存在が歴史の「全般的方向」を決定するほど

の「要因」性をもちえなかつたということは事理明白である。

だが、維新の変革によつて近代國家として出発したわが国が、未だ制度的にも、精神的にも前近代的要素に束縛せられていた明治二十年代にあつて、司法権独立の原則をたからかに、主張した惟謙のメリットは、それがかれ自らの意図と限界をこえて、客観的には、近代の一指標たるルール・オブ・ローの確立に連なるだけに、わが国近代化に寄与した意義は「歴史における個人の役割」として充分に評価しうるということである。

児島惟謙をどう評価するかという問題は、評価の基軸を何に求めるか、によつてちがつた結論が導き出されるであらう。田畠教授は「大津事件における惟謙」に焦点をあわせて「明治日本を代表する最も偉大なる法曹」の姿を鮮明に浮彫することを企図された。けだし「大津事件なくして児島惟謙の意義と偉大さの証明はおそらく不可能」であるとは「はしがき」でのべておられるとおりである。しかも、惟謙の「偉大きさ」を現代と断絶した過去の行為としてとらえるのでなく「現代との関係において」究明された点にわれわれは教授の学問的態度の一端をうかがいしことができる。

そこで、私は通常の「書評」型式にとらわれないで歴史における個人という問題を念頭におきながら、惟謙の法思想を中心に、以下、節を改めて本書を紹介していきたい。

本書は、第一児島惟謙の家系、第二児島惟謙の生涯、第三児島惟謙の性格、第四大津事件における児島惟謙、第五児島惟謙と教育事業、第六「意見書」に示されている児島惟謙の法思想、第七児島惟謙の現代的意義という構成をなしてゐる。そうして、叙述の重点が第四章の「大津事件における児島惟謙」におけるのは本書執筆の動機からしてけだし当然のことといえよう。

さて、問題の大津事件であるが、それは、明治二十四年（一八九一年）五月十一日、滋賀県大津市において、シベリア鉄道起工式に出席のためわが国を訪問旅行中であったロシア皇太子ニコラス＝アレキサンдро维奇が警衛中の巡査、津田三蔵にとつじょとしておそわれた事件が発端となつてひきおこされた、一連のファナティックな状況を指していう。この事件はまさに「青天の霹靂」の如くに日本中を震撼した。犯行の動機は、狂熱的なナショナリストにありがちな単純な衝動的行為であり、さいわい殺戮未遂におわつたが、この危害事件の突発によつて当時「強大なる陸軍をもつていたロシア大帝国を激怒させる」とになつて、侵略戦争を仕掛けられはしないかという恐怖感」が政府及び国民のあいだに急速に弥漫していった。その「ロシア帝国恐怖症」は、時の首相松方正義をはじめ、西郷従道（内相）、伊藤博文等、政府枢要においてとくに著るしかつた。西郷のごときは、今にもロシアの軍艦が江戸湾に攻めてくるのではないか、と本気で心配していたほどである。

このような「上政府既ニ然リ、下国民ノ一般ガ一部ノ具眼者ヲ除キテ、周章狼狽ヲ極メ怡モ神經病者ノ如クニ沈鬱シ狂燥セシ」（児島惟謙のことば）ありさまは、明治天皇をはじめ、皇室・政府・国民等全く朝野あげての見舞攻めに象徴的にあらわれてゐる。すなわち、天皇は早速、御見舞の勅語を出されて、自ら京都に向わたた。さらに、ロシア皇帝にたいし、お詫びの礼をつくさるるために、枢密顧問官・榎本武揚を遣露使節として派遣することを計画されたり、ロシア皇太子の軍艦引き上げに際しては、わざわざ神戸港桟橋まで見送りに出られるなど、当時としては全く異例の処置をとられた。西郷、青木等の閣僚もただちに京都に皇太子を見舞つてゐる。要するに政府は「能ふ限り痛惜の赤誠を露國に示さんとし、關係を辿り、有らゆる団体より総代を出だし、見舞の意を表せし」めたのであつた。それは、「政党、政社、県会、市会、銀行、会式、学校、学会等人を以つて書を以て電報を以て続々見舞ひ、神社仏閣は平癒の祈禱を執行し、茶屋料理屋は芸妓の鳴物を停止し、誠に挙国一致の形を備ふ」（三宅雪嶺「同時代史」本書九九頁）といふあらざまであった。政府はさらに、勅令第四十六号、内務省令第四号を發布して外交上に係る事件の言論を厳重に取締り、「そのため、新聞の一般論調は津田三蔵を狂人」扱いしたり「上陸した露國軍艦乗組員の乱暴狼藉」を報じることすら禁じられ、惟謙のいう、まさに「狂症ハ益々前後思慮分別ヲモ惑乱シ来レリ」という状態が出現したのである。

以上のような度をこしたおよそ「本氣の沙汰とは思はれ」ない「ロシア帝国恐怖症」を背景に、被告津田三蔵を、皇室に対する犯罪処断の旧刑法一一六条（「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」）をもつて死刑にすべしとの意見が、政府筋から強力におしだされてきたのであつた。

津田処刑の閣議評決の経過については、本書にくわしい説明がある（一〇六一一四頁）ので説明を省くが、閣僚のあいだには、山田顕義と伊藤博文の戒嚴令説、青木周蔵の詔勅利用説、陸奥宗光・後藤象次郎の傭刺客説等、若干の意見の相違があつたにせよ、ロシア「恐怖症患者」であつたことと津田処刑という点については、いつれも皆同じ考え方になつてゐた。もし、津田を死刑にしないならば「露國ノ艦隊ハ品川湾頭ニ殺到シ、一発ノ下ニ我帝国ハ微塵トナラン」という極端な表現の中にわれわれは、強烈なロシア警戒心にうらづけられた国家意識を看取できるであろう。

それでは、なぜ、それ程ロシアを恐怖し警戒しなければならなかつたのであるうか。

周知のように、明治二十年代の日本は「内」においては、帝國憲法、教育勅語の發布に象徴される天皇制政治体制の制度的基礎の整備、「外」に対しても日清・日露の関係が次第に緊迫した状況が醸成されつつあるときであり、ことにロシアの東亞進出は、わが政府を神經過敏にしていた。幕末、一八六二・三年の頃に計画されたシベリア鉄道の工事がちょうどその頃に開

始され、いよいよロシアの勢力が極東に波及するのではないかという危機意識を喚起し、非常なショックを与えた。しかも、明治十年代以来、日本と清国との対立が朝鮮問題を通じて激化してきており、時、あたかもイギリスとロシアの対立とからんで事態は深刻な国際的危機の問題として受けとめられたのであった。そうして、明治政府は、「封建時代の攘夷思想の裏返し」として「ヨーロッパ列強に対」しては強い拝外主義と屈従政策を、「近隣の弱い諸民族に対しては侵略」政策をとつて「日本のアジアでの地位を確立し」ヨーロッパ列強と対等の地位をかくとくしようとする外交方針を採用していた。（遠山茂樹「児島惟謙の功績」「世界」九七号一四三頁）

このような日本をめぐる国際的危機が事件の背景にあつたことが注意されなければならない。

津田死刑論が導き出されたいま一つの理由としては、政府の法律觀、および権利觀があげられるであろう。結論的にいえば、かれらには「国家は区々たる法律より重し、故に憲法・法律を曲げて」も「危局に当るべし」という考え方が支配的であった。すなわち、法は「抑國家アツテノ法律ナリ。国家ヨリ法律ノ重キ謂ハレハナカルヘシ。故ニ法律ノ文字ハ如何ナルモ場合ニヨリテハ法律ヲ顧ミス、国家を維持スルノ道ヲ採ル事緊要ナルヘシ」という松方總理のことばに、明白にあらわれている。

国家あつてはじめて法律あり国家なんば法律もまた生命なし、といふいわゆる「ナチス的觀念」（前掲「世界」九七号に

おける吉野源三郎氏の発言）は、当然、個人の生命や基本的人権よりも国家の安危を重視し、優先させる論理に連なる。自由民權運動が、体制内的性格を帯び、一切の微温的抵抗運動する権力の前にいえ去り、民權論と何ら内面的つながりをもたない國權論的思想が展開しはじめた明治二十年代は、「国家」乃至「国家主義」ということばがしだいに万能的權威をふるいはじめ「自由の声に換ふるに国民の声を以てし、此の民權の声に換ふるに国家の声を以てせんとするが如きは實に日本を誤らんとするものなり」（植木枝盛「國家及國民的の文字」）という批判が加えられていた時代でもあつた。このような国家主義的思潮の支配的な状況を背景に政府は強力に司法権圧迫と干渉にのりだしてきたのであつた。

それでは児島惟謙はいかなる態度でかかる圧迫に対処したのであろうか。

惟謙はただちに一一六条適用の不可なる旨をのべて次のように反駁している。曰く、

刑法一一六条の規定は日本の天皇等についていたもので外國のそれは含まれない。したがつて、今度の事件は刑法二九二条と一二二条の普通謀殺未遂罪に相当するものである。しかも、日本臣民は憲法によつて不可侵の権利を得、司法官独立の原則が保障されているではないか。それなのに、津田の生命より國家の生命を重んじたり、司法官が行政権力によつて支配と拘束を受けるならば、憲法の精神は破壊され古の專制政治に逆もど

りしてしまう。元老と内閣の圧迫は憲法を蹂躪し、「国家死命ノ侵奪」を意味する。「一ノ三藏ヲ斬ルハ億万ノ自由ト安寧トヲ斬ルモノニシテ、一ノ法条ヲ曲解スルハ帝国ノ生命タル憲法ヲ無視スルモノナリ」「況シヤ三藏ノ生命ヲ奪フモ国難来ルベクンバ來リ、國難來ラズンバ來ラザル、唯一ニ露國當局者ノ意中ニ存スルモノニ於テヲヤ」。

以上のごとき法論と「良識」に基いて、逐一、干渉と圧迫を排除していくのである。政府はあらゆる手をつくして裁判官の説得につとめた。たとえば、大津地裁の予審中止の請求、惟謙と大審院にたいする執拗な圧迫（松方首相による惟謙の翻意の強要、すでにロシア公使に皇室罪適用の約束をしたという青木外相の工作、事件担当判事にたいする干渉と圧迫）等、実にそれは「陋劣ナル手段ヲ以テ法律ヲ犯」そうとするものであり、

惟謙をして、「裁判官ハ内閣ノ奴隸ニアラズ。而シテ強キテ屈従セシメントス。故ニ其手段ハ公明ヲ欠キ其行動ハ卑劣ヲ極ムルナリ」と叫ばせざるをえないほどであった（本書一二二頁）。かれは、圧迫にともすれば動搖しがちな判事を叱咤激励し「決死の説得」をつづけた。そうして、それは、いつに「司法権の独立」と「護法精神に横溢する」惟謙にしてはじめて可能であったのだ、といえよう。

二

ておられる。惟謙がなぜあれだけの正論を一貫して展開したか、ということは単に、かれが「正義の人傑」であるとか、強い性格の人であった、ということだけでは説明がつかない。当然、かれの世界観や思想が問題になる。田畠教授はこの点に言及されて、惟謙の非「権力主義」者としての姿勢を次のように強調されている。即ち、惟謙の「法思想は権力主義を明快に否定」し「明らかに人権尊重のヒューマニズムに基調している」。

「惟謙が権力主義をとっていないことは」、「国民と国民の権利を権力と権力主義に対し尊重する立場を堅持している」ということであり、官僚主義をとっていないことである」「従つて毅然として必要な場合には何人も恐れず、また何人をも憎まずして、司法権の独立を擁護することができたのである」（一八四—一八五頁）と。

即ち、教授は権力者対人民、乃至権力的立場対国民的立場という基準によつて惟謙を積極的に評価されたわけである。それは、権力主義と民主主義、なかんづく、権力と自由を徹底したアンティノミーとして把握する教授の政治学説から導出された必然的帰結であるといえよう。（田畠忍「政治学」（二二七—二二九頁）参照）教授の主張されるように、惟謙にあつては「人権尊重のヒューマニズム」にうらづけられた合法主義的論理が中核となつて法思想が構築せられている。その意味で「人権までさかのぼらないで司法権のための司法権、その擁護」といふとで頑張っていた」という吉野源三郎氏の見解（前掲「世界」

九七号「児島惟謙の功績」はあたらない。

惟謙の憲法観を瞥見してみると、それは、決して今日のような透徹した民主主義的理念に貫かれてはいるとはいえないが、国民を臣民とよび、国民の権利を天皇の慈惠と見る考え方、したがつて天皇の恩召し次第でいつでもそれをとりあげることができるという「半官的性格」をもつた権利論（伊藤博文「憲法義解」等参照）が支配的な当時にあってかれのように憲法を、天皇が国民に誓つたものとして理解する立場にたつて、人権は天皇の与えたものでなく約束したものであるという認識態度を貫ぬいたのは見事であった。したがつて一旦、国民に誓つた以上、天皇は憲法擁護の責任があり、もし然らざる場合には「曾て列祖列宗より下臣民衆庶に盟はせ給ふ聖誓」に「背かせ奏るの不倫を生じ」ことになる。そうして又国民の側でも人権保障を天皇又は行政府にたいして要求できる、という考え方が導き出されるわけで、「天皇制的限界」はあるにせよかかる憲法観にたつて国民の権利を守つていく立場を堅持できた（前掲「児島惟謙の功績」における遠山茂樹教授の見解参照）のは偉としなければならない。

田畠教授は、これを「民権主義の徹底のないことはもちろんだが吉野作造博士がデモクラシーを民本主義と訳して用いた配慮や、佐々木惣一博士の周到な言葉使いにもこれと似通つたところがあ」り、「君主制下における民権主義をとる者の往々用いた手法である」（本書一八八頁）といわれるが、「私は『手法』とはみない。たしかに、当時のきびしい天皇制政治状況の下では、今日、想像もできない諸々の『配慮』や『周到な言葉使い』がなされたことであろう。しかし、惟謙の場合、かれが司法権独立を主権（國權）と結びつけて論じたのは、単なる「手法」を超えた、より本質的なかれ自身の思想構造にかかわる問題としてうけとめる必要があるのでなかろうか。

そうして、かかる憲法観に基いてつぎのことき堂々たる司法権独立論が展開されたのである。すなわち、「立法ノ精神ニ違背シ、曲テ法律ヲ適用スル時ハ單ニ刑法第二条ヲ犯スニ止ラズ、明ラカニ憲法第二十三条、第五十七条ヲ破壊スルモノナリ。既ニ刑法ヲ犯シ又憲法ヲ破壊スルニ至テハ、法ノ法タル信用何ク

ニカ在ル。果シテ此ノ如クナラバ我司法権ノ尊嚴鞏固ハ何ヲ以テカ之ヲ維持スルヲ得ベキ」（児島惟謙「意見書」）と。

だが、同時にまた、かれには烈々たる主権独立（対外独立）

の国権意識があつた。上述の司法権独立をのべたそのすぐあとにつづけて、「而シテ更ニ焉ヨリ太甚シキモノアリ」「抑モ國ノ國タル所以ノモノ、其自主独立ノ大権アルニ由ルナリ」「國ニシテ主権ナキ、之ヲ自主独立國ト称ス可キ乎。三千年金甌無欠ノ國權モ、此ニ至テ覆墜セル者ト謂フ可シ」という見解がのべられている。

必然的に「国家威信」の失墜に連り、更に「国勢の衰耗を来たし締盟列国は益々輕蔑侮慢の念を增長して動もすれば非理不法の要求をなさざるを保せず」という事態の招来が真陥に危惧されたわけである。このような自主独立の基本前提として憲法擁護や司法権独立を唱える論理、いいかえれば、国内民主主義を基盤とした民族独立の理念は、理論的には、古典的ナショナリズムのカテゴリーに属するものであって、時代的には、「世界平和を願うインターナショナリズムと国権の安全を求めるナショナリズム」そして「人民の自由を欲するデモクラシーとが三位一体の関係」（家永三郎「植木枝盛研究」二七九頁）を保つていた自由民権思想の二十年代における残光として、理解できるのである。

三

法思想を中心に惟謙を考察してきたわれわれは、つぎに、その現代的意義を問題にしてみたい。

第七章「児島惟謙の現代的意義」において、家永三郎教授の所説にたいする駁論のかたちをとりながら、その歴史的意義が説述されている。すなわち、家永教授（「司法権独立の歴史的

考察」六六一七三頁）や杉村（敏正）教授（「司法権の独立」黒田・一円篇「憲法問題入門」所収）らは、惟謙のとった行為は「監督権の範囲を越越し」ており、司法府内部からの司法権独立を侵すものであるから、「単純にこれを司法権独立擁護

の美挙として賞讃する」ことができない、と否定的な評価を下しておられるのである。

それに対して田畠教授は、「干渉」と「干渉排除行為」を峻別すべきであるとして、惟謙の場合、まさに、不当な行政権力の「干渉を排除する行為」に該当するものであって、「干渉行為ではない、と力説される。すなわち、「司法部内を統轄して、司法権の独立を守るべき職権と責任とを有する大審院長として、司法権の独立を守りかつ侵さないということは、もちろん司法権に対する行政権力等の干渉圧迫が現に行われ、かつこれに屈服しつつある当該事件担当の裁判官を眼前に見ながら、徒らになすことなく、これを対岸の火災視して放置することを指して言うのではない。須らく、かかる際においては、敢然身を挺してその干渉の火災を消すことこそ、その職権として司法権の独立を守るゆえんである」（本書一九六頁）。それゆえ、児島大審院長は「正当、当然の権限行為」をなしたまでであつて決して不当なる干渉行為をとつたのではない。つまり、教授は、違憲の行為たる「干渉」を排除するのは憲法に照準された行為であり、また大審院として当然なさねばならない権限行為だ、とされるのである。

しかし、家永教授は「結論においては、児島の行動により司法権の独立が擁護されたとする通説に必ずしも反対するものではない」と前置きされて、宮沢俊義教授の「裁判官以外の者の裁判官に対する干渉」はそれが「不当な判決を為さしむべく

行はれる」ものであれば違法であるが「正しい判決を為さしむべく行はれる干渉—少くとも大津事件におけるが如き政府の干渉によつて枉げられた判断を再び本へ返すこと目的とする干渉、いふならば不当な干渉を排斥するための干渉—は決して違法ではない」（傍点筆者）とする見解を批判され、次のように主張しておられる。即ち、「『正しい判決』とは何かについて、監督機関と裁判官との判断が必らずしも一致するとはかぎらないのであるから、『不当な判決を為さしむべく行はれる干渉』でさえなければ、監督機関は干渉してもかまわないということになつたならば裁判官の職務上の独立は、とうてい維持できない」なぜならば「干渉者は常に『正しい判決』を求める干渉であるとして自己の干渉を合法化、正当化するにきまつてゐるから」「最高裁判所の下級裁への干渉が繰り返し行なわれてゐる現在の時点においては、児島の行動の評価については特に厳正な論理を用いないと、監督機関の裁判干渉を現実にジャステイフアイする結果ともなりかねない」（前掲司法権独立の歴史的考察）と。

だが、現実にみられる裁判干渉の実例はともかく、惟謙の場合家永教授の危惧はあたらない。すなわち大津事件の場合は、法理上とうてい不可能であるにかかわらず政府が刑法一一六条の適用を強制的に、おしつけようとしたのを惟謙が圧迫干渉に屈した担当判事に憲法遵守を説得したのであるから、それは、はじめから「正しい判決」をめぐる監督機関と裁判官とのやり

とりではなくて、いかにして行政権力の干渉を排除するか、というところにポイントがあつたのである。「裁判官ハ内閣ノ奴隸ニアラズ」、唯憲法と法律にのみしたがい、厳格適正に法の適用を行うべしという態度、そうして、天皇制的憲法意識の限界はあるにせよ国民の立場にたつて基本的人権を擁護するという目的意識に支えられて動搖する判事を説得しつづけたかれの行動を、「自分が正しいと信ずる意見を裁判官におしつけることにさして抵抗感を覚えなかつた」というような評価でもつては理解できないのではないだろうか。

更にまた司法権独立のためには、「司法府内の監督機関からいつさい干渉されない保障」が必要であるといわれるが、もしかりに、司法府以外の国家権力によって、「人権否定へ必らず方向づけられているような干渉」が下級裁に加えられたとき「監督機関」たるものは、それこそ「身を挺して」干渉の火災を消さねばならない責務が課せられている、とみなければならぬのではないか。したがつてそれは「干渉」とよばれえない合憲法的「権限行為」なのである。

最後に、田畠教授は惟謙の現代的意義に言及されて次のように主張しておられる。今日「現に最高裁判所の下級裁への干渉が繰り返し行なわれている」が、またこれに呼応するかのように「下級裁判所における裁判官の独立義務放棄の行なわれていることも顯著であり、のみならず、「自ら進んで最高裁判所の違憲の判旨と解釈に不當に拘束されている場合も相当に多く、学

説、法曹の多数もまたこれに雷同しこれを支持している」「要するに彼らは憲法（第七十六条第三項）と法律（裁判所法第四条）の解釈を誤って司法権独立の制度を甚だしく歪めている」と違憲の政治に強くプロテストしつつ、「児島惟謙今若し世にあって司法の局にあるならば必らずや違憲の誤謬などを犯さないにちがいない」そうして、結局は「百の児島惟謙、千の児島惟謙、万の児島惟謙が出現しないかぎり『憲法保障』の憲法制度にもかかわらず憲法と司法権と基本的人権とを守ることは遂にできないであろう」とその意義を高く評価して擷筆されているのである。

司法権独立の保障規定が弱く、しかも、今日とは比較にならないほど憲法意識の低い時代において惟謙がかくの如き卓越した活躍を発揮したのはかれが「権力主義」を否定し「憲法主義の立場に立って国民の権利を大事に考えて」いたという、その法思想もさることながら「如何に深淵の学問あるも総ての圧力の下に所信を貫徹するの勇気と赤誠てふ第一の資格なくんば学問将た何の用ぞ」（江波瓊音「護法の神・児島惟謙」本書一九頁）という意氣と気魄に満ちた個性の持主であったということをわれわれは忘れてはならないであろう。

本来、政治の主体であるべき個人が客体に墮していいるといふ現在、あたかもレヴァイアサンのごとき政治の世界において、はたして一個の人間がどれほど自律的契機たりうるのか、換言すれば、歴史における人間の創意性乃至主体性の消極的評価が

弥漫している今日、「明治的裁判官」児島惟謙の「勇氣」と「良識」はかぎりない激励と暗示を吾々に投げかけているようである。